

# 重国籍制度に関する比較社会学的研究（2）

## —日本における「国籍唯一の原則」と実態の乖離をめぐって—

大阪経済法科大学 武田里子

### 1. 報告の背景と目的

国籍は「権利を得るための権利」といわれるように生存の根幹を支えるものである。しかしながら明治政府は旧国籍法（1899年）が制定される26年も前に外国人と結婚した日本人女性は日本国籍を失うと定めた。国際結婚した女性が日本国籍を維持できるようになるのは新国籍法（1950年）以降のことであり、子どもに国籍を継承できるようになったのは父母両系血統主義に改正された1985年のことである。蓮舫議員の国籍問題（2016年）を通じて露わになったのは、「重国籍＝違法」という図式を多くの日本人が共有し、かつ否定的に捉えていることであった。

本報告では、自己の志望により外国籍を取得した者は日本国籍を喪失する（国籍法11条1項）規定に焦点をあてる。この条文は旧国籍法20条を受け継いだものである。国民主権と個人の尊重を謳う現行憲法に背反するこの条文が維持されているところに、国籍を人権の観点から捉え、国籍の得喪に本人の意思を尊重する先進諸国と日本の国籍法制との相違を見出すことができる。本報告の目的は、議論の前提となる当事者の状況を提示することである。使用するデータは日露ハーフの国籍確認訴訟の資料と「重国籍の子どもたちのための学習会」の記録等である（武田:2017; 2018）。

### 2. 方法と議論

蓮舫議員の中華民国籍の離脱が問題にされたのは、日本は重国籍を認めていない、と思われているからである。はじめにこれが「思い込み」であることを明らかにする。つぎに成人帰化者を想定した国籍法11条1項が適用され日本人父とロシア人母の間に生まれた数百人の日露ハーフが日本国籍を喪失している問題について検討する。

2014年9月に原告2名（4歳と7歳）が提訴した国籍確認訴訟は2017年12月、最高裁で敗訴が確定した。原告の法定代理人（両親）が駐日ロシア大使館で行なった出生届が簡易帰化申請でもあったと認定されたためである。この裁判の行方に一縷の望みをかけていた多くの日露家族は絶望の淵に追いやられた。敗訴が確定した原告らは不法滞在のロシア国籍者となり戸籍も住民登録も抹消された。在留特別許可を得て帰化申請中であるが、ある程度の経済的・時間的余裕が法定代理人になれば国籍の回復は困難である。このため「このまま行けるところまで行く」と日本国籍を喪失させたままの家族もいるし、情報が錯綜する中でロシア国籍を離脱して無国籍になっている子どももいる。血統主義をとる日本で本人の意思が問われることなく、日本人の子が日本国籍を喪失する信じがたい事態が起きているのである。

海外で「永住者」の資格を得て暮らす日本人は約44万人（2015年）。さまざまな事情から居住国の国籍を取得する必要に迫られる者もいる。グローバル化に伴う社会変動と国籍法制との関係を思慮することなく、日本政府は外国籍を取得した人びとを摘発し、国籍喪失届を提出させる働きかけを強めている。2018年3月、海外に居住する8名の日本人原告による国籍法11条1項の違憲訴訟が提起された。この訴訟は頑なに「国籍唯一の原則」を堅持しようとする日本社会への問題提起でもある。「国籍が無くなって日本人をやめたつもりはない」と苦渋の思いで日本国籍を離脱させられている人びとを日本社会がどう受け止めるのかが問われている。

重国籍に賛成する側も反対する側もその理由に「国益」をあげる。グローバル時代の「国益」とは何か。冷静な議論のためには相対的に不足している当事者の実情を知ることが欠かせない。本報告はそのための試みである。

### 参考文献

- 武田里子, 2017, 「複数国籍の日本ルーツの子どもたちの存在から問う『国のあり方』」『東洋大学国際地域研究』第20号, 67-82頁。  
———, 2018, 「グローバル化時代の『国益』と複数国籍の是非をめぐって」『東洋大学国際地域研究』第21号, 35-50頁。